



## 介護認定は早めのアクションを!

年齢を重ねると、今までできていたことがだんだんとできなくなっていくことは、認知症に限った話ではありません。

そのような状態が進んで、体の自由が利かなくなってきたときに、サポートしてくれる制度が「介護保険制度」です。

介護保険制度では、要介護状態や要支援状態に認定された高齢者に介護サービスを提供しています。そのため、介護保健サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。要介護認定とは・・・

- ①高齢者に対して「どのような介護が、どの程度必要か」を判定するためのものです。
- ②高齢者の状態を「自立（非該当）」⇒「要支援1～2」⇒「要介護1～5」の8区分に分類します。
- ③65歳以上の方であれば、どなたでも申請可能です。（地域の包括支援センターが窓口になっています。）

介護保険サービスの例としては、介護士が自宅に訪問し、食事や掃除、入浴などの生活援助を行ってくれるものがあります。他にも介護施設への入居も可能です。介護保険を使うことで1～3割の自己負担で利用することができます。必要と認められれば、特定福祉用具（介護用品）も購入価格の1～3割負担で購入できます。

メリットの多い介護保険制度ですが、それを受ける前提として当事者にいかに納得してもらえるか？というハードルがあります。拒否される前に介護認定を理解して先手を打つことが理想ですが、特に認知機能の低下が発症している場合は、当事者が嫌がるというケースが多くみられます。

その時の、心情は主に以下のように分類されます。

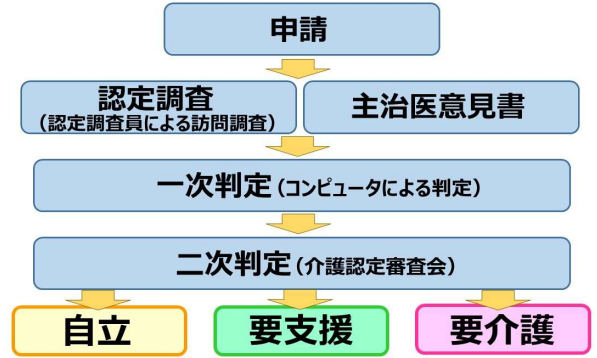
- ・お金がかかることで迷惑をかけたくないという気持ち
- ・まだ自分でできるから人に頼りたくないというプライド
- ・自分の家に他人が入るという環境変化への不安

このような場合、当事者（親）VS介護者（家族）という対立構造ではなく、まずは以下のように**当事者に寄り添う気持ち**を伝えることがオススメです。

「家族は親（当事者）が幸せに生活できるようにこの介護サービスを提案している」

「急に倒れた場合、対応が遅れたせいで状態が悪化したら悲しい」

### 《要介護認定の流れ》



そのうえで、市区町村が実施している健診の機会などを利用して、親類やご近所の力達と一緒に「みんなもやっているから」と、ついでの感覚で専門医の所見をもらえるようにすると、自然に受け入れてもらえる形になることもあります。

私の場合「みんなもやってるから」と、母を「モノ忘れ外来」に連れて行ったまでは良かったのですが、その時点で医師からの所見は特になく、安心していました。しかし、様子が明らかにおかしかったので、その半年後に再度受診したところ、最初から要介護1の認定を受けることになりました。

認知症の進行は速いですし、認知症を発症した場合、そのリスクの高さから、要支援の段階をスキップして、要介護の認定を受けることも多いようです。

精神的にも時間的にも経済的にも、余裕を持つためには早めのアクションが大事です。**まずは地域の包括支援センターに相談してみましよう。**

## 「コラルトの認サポ」第2回が無事終了!

当日まで参加登録者が0名でしたが、飛び入り参加やおかわり参加などもあり、無事に講座として展開することができました。

前回同様に、講座終了後も参加者の皆さんが会場に残られて、熱心に情報交換する機会をもつことができ、有難い限りです。



各種のオンラインセミナーなど、私も参加して勉強させて頂くことが多いのですが、やっぱりライブ感覚的にリアルな空気感を感じながら、講座を展開していくことによるインパクトは大きいものがあります。

特に認知症のような「人間」そのものを題材にする講座では、参加された皆さんの「生の声」を多く聞くことができるので、私達も勉強になることばかりです。（たいこん）

★参加無料★「コラルトの認サポ」大好評開催中!  
次回開催は2024年6月22日(土) 18:00~19:30です!  
※お申込は右のコラルト公式LINEのQRコードから、お気軽にどうぞ!  
公式WEBからもお申し込み可能。(本新聞のバックナンバーも是非ご覧ください!)

コラルトWEB



公式LINE

